

# 後期高齢者医療被保険者へのお知らせ

## R3年度より基礎控除額および軽減割合が変更になります！

### 保険料の軽減内容が見直されます《均等割額の軽減の変更》

所得が低い人の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減割合が見直されます。

#### 均等割額計算表

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額など <sup>(※1)</sup> の合計額	均等割の軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(給与・年金所得者の数 <sup>(※2)</sup> -1)以下 (令和2年度における7.75割軽減該当の区分)	7割	15,180円
43万円+28万5千円×世帯の被保険者数 +10万円×(給与・年金所得者の数 <sup>(※2)</sup> -1)以下	5割	25,300円
43万円+52万円×世帯の被保険者数 +10万円×(給与・年金所得者の数 <sup>(※2)</sup> -1)以下	2割	40,480円

※1 均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

※2 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が110万円超（65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の人の合計人数です。

### 令和3年度後期高齢者医療保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料は、特別徴収（年金からの差し引き）または普通徴収（納付書または口座振替）により納めることになります。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
令和2年 4月2日 から 令和2年10月1日 の間	普通徴収はありません	令和3年4月から
令和2年10月2日 から 令和2年12月1日 の間	令和3年4・5月	令和3年6月から
令和2年12月2日 から 令和3年 2月1日 の間	令和3年4・5・6・7月	令和3年8月から
令和3年2月 2日 から 令和3年2月28日 の間	令和3年4・5・6・7・8・9月	令和3年10月から
令和3年3月 1日 から 令和3年3月31日 の間	令和3年7・8・9月	令和3年10月から

**特別徴収の人** 令和3年4月より年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。

**普通徴収の人** 令和3年4月より納付書または口座振替により保険料を納めていただきます。

※現在普通徴収の人（年金受給額が年間18万円未満の人などを除く）で、令和2年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた人は、次のとおり令和3年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

※普通徴収の納期限は、市町村によって異なります。また、令和2年4月2日から令和2年10月1日の間に75歳の誕生日を迎えられた人の特別徴収の開始月は、市町村によって令和3年4月より前に開始される場合があります。

## 令和2・3年度の保険料率

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \text{(年額)} \\ \hline \text{※年額64万円が上限です} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{(被保険者1人当たり)} \\ \text{50,600円} \\ \text{(軽減あり)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額など-基礎控除43万円*)} \\ \times \\ \text{9.95\% (所得割率)} \\ \hline \end{array}$$

※合計所得金額が2,400万円超の人は、合計所得金額に応じて基礎控除額が減少し、2,500万円超で基礎控除額が0円となります。

## 保険料の計算例 (年額)

例：単身世帯で本人の収入が年金196万5千円のみの場合

①均等割額の軽減に該当するか確認しましょう

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金収入} \\ \text{196万5千円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{年金控除額} \\ \text{120万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{高齢者特別控除額} \\ \text{15万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{判断基準額} \\ \text{61万5千円} \\ \hline \end{array}$$

➔ 61万5千円が「均等割額計算表」により、均等割額の軽減の5割軽減に該当するので均等割額は

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{軽減前均等割額} \\ \text{50,600円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(10割-5割)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{25,300円} \\ \hline \end{array}$$

②所得割額を確認しましょう

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金収入} \\ \text{196万5千円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{年金控除額} \\ \text{120万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{判断基準額} \\ \text{76万5千円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{判断基準額} \\ \text{76万5千円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額} \\ \text{43万円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割率} \\ \text{9.95\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{33,332円} \\ \hline \end{array}$$



③1年間の保険料

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{25,300円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{33,332円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額 (年間)} \\ \text{58,600円 (100円未満は切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 TEL (67) 2704